

全環境企業年金基金掛金表

2020(令和2)年9月1日改定

第1年金 (全加入事業所)

(基金規約別表第3:基準給与)

厚生年金保険の標準報酬		基準給与(円)
等級	月額(円)	(標準報酬月額×1.2%)
1	88,000	1,056
2	98,000	1,176
3	104,000	1,248
4	110,000	1,320
5	118,000	1,416
6	126,000	1,512
7	134,000	1,608
8	142,000	1,704
9	150,000	1,800
10	160,000	1,920
11	170,000	2,040
12	180,000	2,160
13	190,000	2,280
14	200,000	2,400
15	220,000	2,640
16	240,000	2,880
17	260,000	3,120
18	280,000	3,360
19	300,000	3,600
20	320,000	3,840
21	340,000	4,080
22	360,000	4,320
23	380,000	4,560
24	410,000	4,920
25	440,000	5,280
26	470,000	5,640
27	500,000	6,000
28	530,000	6,360
29	560,000	6,720
30	590,000	7,080
31	620,000	7,440
32	650,000	7,800

掛金計算の仕方

(例) ○×環境産業株式会社

Aさん 標準報酬月額 104,000円
 Bさん 標準報酬月額 104,000円
 Cさん 標準報酬月額 200,000円
 Dさん 標準報酬月額 560,000円

Aさん 基準給与: 1,248円
 Bさん 基準給与: 1,248円
 Cさん 基準給与: 2,400円
 Dさん 基準給与: 6,720円

基準給与合計: 11,616円

第1標準掛金	11,616円×97.8%	11,361円
事務費掛金	11,616円×18.0%	2,091円
掛金合計: 13,452円		

第1標準掛金	基準給与の合計額×97.8%
事務費掛金	基準給与の合計額×18.0%

(1円未満の端数は、1円に切り上げる)

第2年金 (第2年金に加入している事業所のみ)

(基金規約別表第2の2:第2年金採用実施事業所に関わる基準給与等)

掛金計算の仕方

(例) 第2年金採用事業所「○△株式会社」

基金規約別表第2の2

事業所番号	第2年金採用実施事業所の名称	①第2年金加入者※	②第2基準給与の額	③第2基準給与の付与開始日	④第2基準給与の付与終了日	就業規則等の効力日
1	○△株式会社	就業規則第2条に規定する従業員	退職金規程第2条に規定する額(月額3,000円)	入社日	就業規則第5条に規定する定年の日	平成31年4月1日

Aさん 従業員(第2年金加入者) 第2基準給与:3,000円
 Bさん 従業員(第2年金加入者) 第2基準給与:3,000円
 Cさん アルバイト(※①により加入者とならない)

第2基準給与合計:6,000円

第2標準掛金	6,000円×97.6%	5,856円
事務費掛金	2人×350円	700円
掛金合計:6,556円		

第2標準掛金	第2基準給与の合計額×97.6%
事務費掛金(第2年金分)	第2年金加入者の人数合計×350円

(1円未満の端数は、1円に切り上げる)